

保 護 者 各 位

明石市こども局こども育成室長

保育所等における地震発生時の対応について

平素は、保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
明石市の認可保育施設における地震発生時の基本的な対応について、お知らせします。
災害発生時には各施設において状況が異なることが予想されますので、詳細については
通所（園）中の施設にご確認ください。

【判断の目安】

| | | 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設 |
|------------------------------------|-----|--|
| 震度4 津波警報発令 | | 原則、通常保育 ・施設に異常があるなど、危険が予測される場合は園から保護者に連絡し、お迎えに来てもらう。 |
| 震度5弱以上 津波警報発令 または 大津波警報発令 | 登園前 | 自宅待機 |
| | 保育中 | 保育中止 ・保育中に大津波警報が発令された場合は2次避難場所へ避難し、2次避難場所で園児の引き渡しを行う。 |

【注意事項】

- ※上記対応で臨時休業に至らない場合でも、公共交通機関や道路の状況により職員の大半が参集できず、自宅保育の協力を得た上でも安全な保育ができないと施設長が判断した場合には、保育を中止することもあります。しかし、このような場合においても、各施設は安易に保育を中止することがないようにすること、保護者への丁寧な説明に努めることとしています。
- ※上記対応はあくまで目安であり、各園の地理的状況等によって、上記対応が適当でないと施設長が判断した場合は、施設長の判断が優先されます。